

○神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の懲戒の
手続及び効果に関する条例

(平成23年4月1日)
(条例第13号)

最終改正 令和5年2月10日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告処分は、任命権者が当該職員にその責任を確認し、及びその将来を戒める旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

2 減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、任命権者が当該職員にその旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月10日条例第3号）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。